

論文の内容の要旨

論文題目　　律令国家と土地支配
氏　名　　三谷芳幸

日本の古代国家は、中国で発達した律令制を国家体制の模範とし、7世紀後半以降のその本格的な導入を通じて、官僚制の原理による支配者層の編成と、個別人身的支配の原理による人民支配を基軸とする、律令制的な国制を実現しようとした。ところが、律令制導入期の日本には、固有の政治的・社会的仕組みが根強く残っており、支配者層の編成の局面では、ウヂによる王権への奉仕という氏族制の要素や、人格的関係を媒介とする王権との結合のあり方が、また人民支配の局面では、在地豪族による共同体支配という首長制の要素が、それぞれ重要な位置を占めていたとみられる。日本の律令国家の体制は、このような前代以来の要素と中国的な律令制との二重構造として捉えることが可能であり、後者による前者の克服の過程として、日本の律令国家の展開を理解することができる。本論文の目的は、こうした日本律令国家の独自の構造と展開を、土地支配の側面から具体的に明らかにすることにある（以上、序章）。

まず、国家的土地支配の根幹をなす班田制について、口分田の班給手続きを検討してみると、班田制には、太政官（中央政府）の強力な統制のもとに、国司（中央派遣官）が一元的に班給業務を執行するという、中国唐代の均田制にはない、顕著な中央の主導性が認められる（田令班田条）。具体的には、校田帳（校田目録）・授口帳という帳簿を通じて中

央政府が各国の班給計画を事前に掌握し、民部省勘会による審査をへて、国ごとの班給額や班給対象者数を最終的に決定する、という仕組みが8世紀中頃までに完成し、延喜式まで継承されたとみられる。一方、諸国では、国司が班田使として各郡を巡回し、班給における中央派遣官の主体性を在地に顕示していた。造籍と口分田分配の全体構造をみると、唐では、〈戸＝戸口と田地の結合体＝経営体〉という枠組みを前提として口分田の収授が行われているのに対し、日本では、口分田の班給によって初めて同様の枠組みが形成されるという違いがあり、中央権力の主導によって〈戸＝経営体〉という支配単位を人為的に産出するという点に、日本の班田制の本質的な意義を見出すことができる。ただし、実質的な班給業務の多くは、在地豪族である郡司によって担われていたと考えられ、班田制を支える土台として、地域首長による田地支配の体制が機能していたという側面もある。その意味で班田制には、首長制的土地支配を克服して、戸を単位とする国家的土地支配を樹立しようとするものでありながら、同時に首長制的土地支配を前提として初めて実現するという、二律背反的な性格があったといえる。しかし、班田制が基本的に目指していたのは前者の方向であり、土地分配と土地認定という班田の実質的機能が最終的に破綻した10世紀半ば以降にも、校田帳の進官と班符の下給からなる班田手続きは租帳勘済の枠組みとして存続し、中央政府による国土支配の理念の表現形式として、班田制は機能し続けるのである（以上、第一部）。

以上のような班田制が、田令の土地制度の大きな柱をなしているが、田令には口分田以外にもさまざまな田種の規定があり、律令田制の特質を考えるために、それらの田種の役割を個々に検討することが必要である。まず、班田制と密接に関連する田種として公田（乗田）がある。公田は田令公田条に規定されるが、同条は唐令に対応条文がない日本令独自の条文で、均田制とは異なって規定量の熟田の班給体制として構築されている班田制を支えるために、剩余の熟田である乗田を国家的に備蓄・管理することを意図したものと考えられる。また、公田には屯倉・田荘の田地が継承されたと推測され、その点で公田という田種には、律令制以前のヤケの田地を律令田制のなかに組みこみ、ひとつの位置づけを与えるという機能があったといえる。次に、班田制とともに律令田制の大きな柱をなす官人への給田制度として、職田と賜田の制度が挙げられる。まず、職田に関して日唐田令の規定を比較してみると、唐の京官職田制は一品から九品までのすべての文武職事官を支給対象としているのに対して、日本のそれは大納言以上の議政官のみを支給対象としているという根本的な違いがあり、日本の制度には、天皇のもとで国政を運営する最高首脳に

に対する特権的な給田である、という大きな特徴が認められる。また、唐の制度では、京官・外官を問わず、官人の交代時期によって職田の帰属が自動的に決まる仕組みになっていたが、日本の制度では、議政官の職田にそのような仕組みが適用されていなかった。それは、任官証明書としての告身の発給によって職田の支給が行われる唐制と異なり、日本では、議政官職田の支給に天皇の特別な認可を必要としていたためと考えられる。この点で議政官職田には、天皇から賜与される恩恵という性格が濃厚にあり、天皇と国家の最高首脳との人格的結合を媒介する、一種の賜田としての特質が見出せる。この特質は、議政官職田が家産的な経営形態をとる要因にもなったと考えられる。一方、田令賜田条に規定された狭義の賜田は、天皇の個別の恩勅による給田で、天皇と官人との人格的結合を媒介する人格的給田の中核をなす。賜田条は、唐令に対応条文のない日本令独自の条文で、唐令では賜田を直接的に規定せず、人格的給田を非制度的なものとして扱ったのに対して、官人の階層的地位体系に即応した官僚制的給田が不十分であった日本では、それを補完する人格的給田の役割が大きく、そのために賜田を律令田制のなかで明確に制度化することになったとみられる。賜田は律令制以前に遡るもので、日本の律令田制における人格的給田の比重の大きさには、固有法的田制の影響が表れているともいえる。このように職田や賜田にみられる人格的要素の強さは、日本律令制の官人編成原理にかかわる特徴として注目に値する。このほか田令には、班田制の枠外にある宗教的田種として、神田と寺田が規定されている。神田の中核には、共同体首長によって直接経営され、共同体の田地全体の象徴的中心をなす神の御料田＝「御田」があり、神田という田種には、律令制以前に遡る共同体的本質が認められる。一方、寺田には、氏族の家産としてのヤケの田地の転化形態という性格があり、律令制以前に遡る家産制的本質が見出せる。律令国家は、そのような伝統的性質の田地を田令の体系に取りこむと同時に、その拡大を抑制し、代わりに国家的給付（勅施入）による神田・寺田の形成を図ることで、これらの田種を律令制的なものに昇華しようとした。前代的要素の継承と克服という日本律令国家特有の課題が表れているが、同様の問題は、天皇の供御料田である官田の制度にもみることができる。官田制は、料田となる熟田自体と宮内省からの田司派遣という経営方式を、律令制以前の畿内ミヤケから継承していたが、8世紀後半から9世紀にかけて、田司派遣に代わる国司長官専当制の成立、国営田の新たな分割など、畿内ミヤケ以来の伝統的要素の後退という方向で大きく変質する。そして、10世紀以降には、負名体制を前提とする田率方式や臨時雜役による供御稻調達が広まり、官田制の本来の枠組みはほぼ解体する。ここには、律令田制に繼

承された律令制以前の要素が、律令国家の展開とともに消失に向かう過程、また天皇がヤマト王権以来の枠組みを乗りこえ、変貌を遂げる過程が示されている（以上、第二部）。

律令国家の土地支配を考えるためには、それを支える思想を検討することも重要である。こうした思想のひとつに王土思想があり、山野支配との関連でその問題を考察することが可能である。中国の山野支配には、公私共利原則と時禁によって山野の利益を人民に開放する方向と、苑囿・官有地などとして山野の利益を君主・国家が独占する封禁の方向があり、両者を根底で支える理念として王土思想が存在した。日本には天武・持統朝に中国的な山野支配の枠組みが体系的に導入され、国家的山野支配が本格的に始まる。それと一緒に王土思想も強まつたとみられるが、実際には首長による共同体的山野支配の伝統が存続しており、王土思想はまだ未熟なものであったと思われる。しかし、桓武朝には、山野の収公の実施、山野支配と田地支配の連結、国司による山野管理権の掌握など、国家的山野支配の深化がみられ、都城近郊の山野規制の変化と合わせると、同時期に王土思想の大きな成長があったと推測できる。もうひとつ、検討に値するのは、勧農をめぐる思想の問題である。日本律令国家の勧農は、中国伝来の農本思想と在来の神祇思想の双方に依拠していたが、勧農における天皇の役割をみてみると、天皇は中国皇帝と違って農業規範を垂教する藉田儀礼を行わず、祈年祭や祈年穀奉幣といった神祇祭祀による宗教的勧農に軸足を置いていた。こうした天皇を主体とする宗教的勧農の存在が、律令国家による土地支配を正当化するひとつの要因になっていたと思われる（以上、第三部）。

日本の律令国家は、軍国体制の基礎となる〈戸=経営体〉という支配単位を人為的に産出する装置として、班田制を導入した。それは、前提にある首長制的社会に依存しながらも、その枠組みを国家権力によって解体しようとする制度であった。ここに、小農民の家の自立を前提とする均田制との大きな違いがあり、班田制が著しく国家的な性格を帯びる理由がある。淨御原令で根幹を形成した班田制は、大宝令でその体系的な法制化を完成させ、8世紀後半の四証図の時代に最も高度なものとなるが、その発展の極致をなす延暦期に、軍国体制の放棄にともなって根本的な変質を遂げるのである（以上、終章）。